

## 資料1 令和5年度の市組織改編について

こども家庭庁の創設に合わせ、こども福祉課をはびいくサポートセンターとこども政策課に再編し、健幸都市推進課から母子保健に関する業務等をはびいくサポートセンターへ、企画調整課からこどもプラザに関する業務等をこども政策課へ、それぞれ移管した。

### ●令和4年度までの体制

健幸都市推進課(くらし安心部)				こども福祉課 (福祉部)		こどもプラザ (都市経営部企画調整課)	
総務担当	成人保健担当	介護予防担当	母子保健担当	家庭支援担当	子育て政策担当	子育て学習センター・児童館	

### ●令和5年度からの体制

健幸都市推進課 (くらし安心部)			はびいくサポートセンター (福祉部)		こども政策課 (福祉部)	
総務担当	成人保健担当	介護予防担当	育児保健・発達支援担当	家庭支援担当	こども政策担当	こどもプラザ
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・母子保健に関すること</li> <li>・子育て応援ステーションに関すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童手当に関すること</li> <li>・児童扶養手当及び・特別児童扶養手当に関すること</li> <li>・ひとり親家庭相談、家庭児童相談、ヤングケアラー相談及び配偶者からの暴力等に対する相談に関すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こどもの笑顔をはぐくむ条例の推進に関すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て事業の企画に関すること</li> <li>・こどもプラザに関すること</li> </ul>

健康づくり推進協議会

児童福祉法の改正により、令和6年4月から、市町村に「子ども家庭センター」を設置することとされた。市が設置する子ども家庭センターは、母子保健と児童福祉を一体的に実施し、虐待防止にかかる支援体制を強化するもので、本市においては、1年前倒しで令和5年度から設置し、その名称を「はびいくサポートセンター」とした。

こども・子育て会議